

第10回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成24年5月1日（火）

別館3階 第3会議室

委員長： 定刻になりましたので、只今から、第10回(仮称)門真市自治基本条例制定検討委員会を開催させていただきます。

本日は、前回の当委員会でご報告いたしました自治基本条例素案に対しまして、事務局の方で、各会派の議員の皆さまのご意見を、いろいろ聞いていただきまして、それらのご意見を踏まえまして、さらに修正しました素案、これについての報告ということになります。

それでは、お手元の次第に案件が上がっておりますが、案件の1といたしまして自治基本条例素案について、事務局より説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

事務局： それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。

条文の説明に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、そして、議会意見を受けての修正点、そして、門真市自治基本条例素案の2点、お手元にございますか。不足のある方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速ではございますけれども、前回までにまとめた自治基本条例素案に対しまして、事務局において、会派からいただいた意見を踏まえまして修正しました点のご説明をさせていただきます。

その都度、ご意見やご質問がありましたら、挙手をいただきましてご意見をいただきたいと思っております。もし、ご意見等ございませんでしたら、次の修正点の方に事務局の方で順に進めさせていただきますと考えております。よろしく申し上げます。

ではまず、議会意見を受けての修正点。

1番、前文1ページ3行目「縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸が発見されるなど」の表現は必要なのか。これは、事務局ではそのままの表現としております。理由としまして、「縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸が発見されるなど」という表現は太古から人々の生活の営みがあったことを示すものであり本市域における歴史的背景を説明するものということでそのままの表現としております。

それでは、続きまして2番に移らせていただきます。

前文1ページ21行目です。「平和憲法の制定や核兵器の廃絶に歴史的活躍をした人々をはじめ」を入れるなら門真市の名誉市民である松下幸之助氏のことについても、記述があっても良いのではないか。これにつきましては、「平和憲法の制定や核兵器の廃絶、国際的に活躍した企業人など歴史的活躍をした人々をはじめ」という表現に修正をしております。

続きまして3番、前文1ページ21行目及び前文説明、1ページ22行目、条例の説明に「幣原喜重郎」や「安井郁」といった個人名を記述する必要はないと思う。「幣原喜重郎」は、前文に記述したら良いのではないか。事務局としましては、さまざまなご意見がありますが、「平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与した幣原喜重郎をはじめ、原水爆禁止活動に貢献した人、電器産業における経済発展に功績を残した人を輩出するなど」という表現に修正をしております。

続きまして4番、前文1ページ24行目、「義民」という言葉が「条例文にはふさわしくない」という理由で削られたのは納得できない。これにつきましては、そのままの表現としております。その理由としまして、「義民」という言葉は「一揆の首謀者」の意味を持っており、さまざまな解釈ができることから条例に使用する用語として不適切であること、また「義民」だけでなく、本市に関わったさまざまな方の歴史的積み重ねから現在の本市が成り立っているという観点から、そのままの表現としております。

続きまして5番、前文1ページ29行目、「平成12年4月に、わが国は地方分権の夜明けを迎え、」とあるが、何が夜明けを迎えたのか記載した方が良いのではないか。回答としまして、「平成12年4月に地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、」という表現に修正をしております。

続きまして6番、前文2ページ6行目、「所得格差など」という記述があるが、本条例制定で「所得格差」を解決できるわけではないので、不要ではないか。これにつきましては、前文のこの段落では、現在の社会情勢を述べているものの、本条例制定の目的が「所得格差」の解決ではないので、ご指摘の通り、修正をしております。

続きまして7番、前文2ページ8行目、「品格があり」という表現が新たに加えられているが、必要なのか。これにつきましては、そのままの表現としております。理由としまして、「品格があり」につながる表現として、「誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子供たちの未来に希望の持てる安全・安心なまち」が書かれており、この実現により「品格の備わったまち」になると考えていますので、そのままの表現としております。

続きまして8番、前文2ページ15行目、「ありがたいの気持ちと奉仕の精神」とあるが、違和感がある。特に「奉仕の精神」は現在、あまり使われていない表現であり、この条例には似つかわしくない。これにつきましても、そのままの表現としております。理由としまして、当初、「感謝の気持ちとボランティアの精神」という表現でしたが、市民委員の強い要望から現在の表現となった経過と本来の意味として逸脱していないことから、そのままの表現としております。

続きまして9番、前文2ページ17行目、「楠が大空に向かって高くそびえるその姿のように」という記述があるが「楠」が何を示しているのか分かりにくいので、「薫蓋樟」と明記した方が良いのではないか。これにつきましては、回答として、そのままの表現としております。理由としまして、前文は門真市のあらゆることを広く表現しており、「楠」が「薫蓋樟」のみを示しているものではないので、そのままの表現としております。

続きまして10番、前文2ページ24行目、「総合計画等の計画が目指す姿」と表記されているが、「総合計画等が目指す姿」で良いのではないか。「計画」という表現が重複していますので、ご指摘の通り、修正をしております。

続きまして11番、前文全体1ページ2ページに係るものです。前文が長すぎるので、簡潔な前文にして、後書きで細かいことを書く方法をとれないのか。これにつきましては、そのま

まの表現としております。理由としまして、前文に対するこれまでの市民検討委員会等の委員の思いが反映されている経過から、そのままの表現としております。

続きまして12番、これも前文全体に係るものです。「非核平和都市宣言」は全国ではありきたりなものではないので、本市が誇るべきものとして前文の中に加えるべきだと思う。これにつきましても、そのままの表現としております。理由としまして、「非核平和都市宣言」は本市が誇るべきものではあるものの、本市における他の都市宣言等を列記することが本条例前文の役割ではないので、そのままの表現としております。

続きまして13番、第1条、「市民福祉の向上」は「市民福祉の増進」が良いのではないか。これにつきましても、地方自治法の表現と合わせるため、ご指摘の通り、修正をしております。

14番、第2条第3号、用語の定義において「(3)議会」説明の中で、議会と市民の関わり方を明記した方が良いと思う。回答としましては、「市民の代表者である議員により構成され、」を条文のはじめに加え、修正をしております。

15番、第2条第4号、「市長、教育委員会…」とあるが、第12条で職員のことを記述するなら、ここで職員の位置付けを明記した方が良いのではないか。これにつきましては、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及びその執行に関わる職員をいいます。」という表現に修正をしております。

16番、第4条の見出し、「(最高規範性)」としているが、ここまでの表現にする必要があるのか。これにつきましては、そのままの表現としております。理由としまして、第4条の見出しにはこれまでの市民検討委員会等での委員の意見が反映されているので、そのままの表現としております。

17番、第4条の見出し、「(最高規範性)」としているが、「市民憲章」との位置付けの違いを明確にしなくて良いのか。これにつきましては、そのままの表現としております。理由としまして、条例と憲章というのは、性質が異なるものであり、位置付けを本条例の中で明確にする必要はないと考えますので、そのままの表現とします。

続きまして18番、第5条第2号、「市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。」とあるが市役所がすべきことなので、「及び市役所」を記述しなくても良いのではないか。これにつきましても、そのままの表現としております。理由としまして、本条例は、市民、議会及び市役所の主体としての役割を明確に示すものであり、本来の役割についても明記する必要があると考えていますので、そのままの表現としております。

続きまして19番、第5条第3号、「市民、議会及び市役所は、対等の立場で…」と記述されているが、議会が市民の代表者であることが見えにくい表現と思う。これにつきましても、そのままの表現としております。理由としまして、第2条第3号に「市民の代表者である議員により構成され」という表現を加えておりますので、そのままの表現としております。

続きまして20番、第5条第3号、「特長」と表記されているが、文言としてこの漢字の使用で良いのか。これにつきましても、そのままの表現としております。「特長」とは「すぐれた長所」という意味を表しており、この条文において適切な表現であると考えておりますので、そのままの表現としております。

続きまして21番、第6条第3項、「議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等に努めます。」とあるが、これが議会の仕事なので、「努めます」という表現は弱い気がする。回答としまして、「議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等を進めます。」という表現に、修正します。

続きまして22番、第7条第1項、「モラル(道徳)」と表現しているが、「市民道徳」という表現はどうか。これにつきましては、「モラル(道徳)」という表現は分かりにくい表現となっておりますので、「市民モラル」という表現に、修正をしております。

23番、第7条第1項、「自助努力」とあるが、市民が自律するというような趣旨は分からなくもないが、自己責任等と同じような表現に感じる。市の条例であることを考えると、マイノリティーへの配慮に欠ける表現のように感じる。これにつきましても、そのままの表現としております。理由としまして、

説明において「人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力をしなければなりません。不足している点は相互に補い合い、支え合う必要があります。」としていること、並びにこの前提に立ち、「市民自らが努力を行っていこう」という思いを込めていくことを市民委員会で検討されたことからそのままの表現としております。

24番、第7条第1項、「人権」や「差別」といった表現が、前文の説明に1カ所のみである。もう少し「人権」という表現が必要と考える。回答としまして、第7条第1項の最後の一文について、「また、市民は、モラル(道徳)の向上及び自助努力に努めます。」を「また、市民は、自他の権利と責務を理解し、市民モラルの向上及び自助努力に努めます。」という表現に修正をしております。なお、本条例では他に前文2ページ13行目「自らの権利と責任を重く受け止め」や第7条第2項「多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、」といった表現で人権について言及をしております。

続きまして25番、第7条第4項、まず1つ目、第4項で「国際化」に触れてはどうか。2つ目、「門真の歴史や文化を学び」は市民に学ぶことを押し付けているような感じがする。「親しみ」のような表現が良いのではないか。3つ目、第4項は他の項に比べ、狭い内容になっていると感じる。これらにつきましては、「市民は、門真の歴史や文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化が育まれるように努めます。」という表現に、修正をしております。

続きまして26番、第9条第10条、議員の役割の中で、「市役所を監視する機関の一員として」と表記するのであれば、議会の役割に「市役所を監視する機関」という位置付けが必要ではないか。これにつきましては、第9条第1項に「市役所の監視を行い、」という表現を加え、修正をしております。また、第9条第2項を「議会は、広く市民の声を議会運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。」という表現に修正をしております。

続きまして27番、第9条、第9条第1項を「議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識して意思決定に臨むとともに、行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、改善を求め活動します。」という表記にし

てはどうか。

これにつきましては、第9条第1項のはじめに「市政の審議・議決機関であり、」という表現を加え、修正をしております。

続きまして28番、第9条、第9条に第3項を加え、「議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営を行い、各議員の対等平等の原則に立った民主的運営に努めます。」という表記にしてはどうか。回答としまして、「各議員の対等平等の原則に立った民主的運営に努めます。」については、第9条第3項に、「議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。」を加えます。

29番、第9条、第9条に第4項を加え、「議会は「良識の府」、「言論の府」であることを強く自覚して自己改革に努めます。」という表記にしてはどうか。これにつきましては、第9条に第3項を加え、「議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。」という表記しております。

30番、第9条説明、「市民に開かれた議会、市民常識に沿って民主的に運営される議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。」という表記にしてはどうか。これにつきましては、そのままの表現としております。理由としまして、第9条第3項において、「議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。」を加えておりますので、そのままの表現としております。

続きまして31番、第10条、「市役所の公正な職務の執行の充実強化に努めます。」とあるが、意味が分かりにくい表現になっていると思う。これにつきましては、「市役所を監視する機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、その役割を果たすよう努めます。」という表現に、修正をしております。

続きまして32番、第10条、第10条第2項を加え、「議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。」という表記にしてはどうか。これにつきましては、第10条に第2項を加え、「議員は、議会の責務を遂行するため、

自己研鑽を行い、審議及び政策提案に努めます。」という表記にしております。

続きまして33番、第10条、第10条第3項を加え、「議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めます。」という表記にしてはどうか。これにつきましては、第9条第3項において、「議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。」としております。

34番、第10条説明、「特定の地区や一部の住民グループをはじめ、」は不要ではないか。ご指摘のとおり、誤解を招く恐れがありますので、削除をしております。

35番、第10条説明、「二代表制の一方の雄」という表現はよいのか。これにつきましては、聞き慣れない表現であるとともに、議員の役割についての説明としては不十分な点がありますので、削除をしております。

36番、第10条説明、「そのためには議員としての資質を高める努力も必要とされます。」という表現を加えてはどうか。これにつきましては、「そのために、議員は自己研鑽を行うことが必要とされます。」という表現を加え、修正をしております。

37番、第12条の見出し、「職員」の定義がされていないのに、ここで「職員」という記述が出てくるとは違和感がある。第2条第4号を修正し、「職員」についての記述を加えますので、そのままの表現としております。

38番、第13条、「広域行政」と章立てしているが、国や他の自治体等との連携に留まる表記になっており、「広域行政」とは意味合いが違うのではないか。これにつきましては、第4章及び第13条を「国及び他の地方公共団体との連携」という表現に、修正をしております。

39番、第15条、「(地域自治の推進)」と記述されているが、そのための市役所の支援について触れられていない。地域自治の推進には市役所の支援が必要であると思う。これにつきましては、そのまま表現としております。理由としまして、地域自治の推進の具体的な内容として、第16条の「地域会議」があり、その中で市役所の支援について述べておりますので、そのままの表現としております。

40番、第17条説明、「門真の17条憲法」と説明されているが、この表現で良いのか。これにつきましては、愛称として聖徳太子にあやかり、「門真の17条憲法」と呼び、親しみやすい条例としていきたいと考えておりますので、そのままの表現としております。

41番、全体に係るものです。議会特有の権能に対する行政側の保証措置や、有権者市民の負託を受けた＝選挙で選ばれた議員とそれによって構成される議会で行政の施策や計画がきちんと審議されるための保証措置がほとんど考えられていないし、言及もされていない。これにつきましては、第11条第1項で「市民及び議会からの意見・提案を適切に施策に反映させるよう努めます。」と述べていますので、そのままの表現とします。

また、これ以外に事務局において、文言の修正をさせていただきました10ヶ所がございますので、一括してご説明させていただきます。

自治基本条例の素案の方をご覧いただきたいと思います。

まず、素案1ページの右側議会の意見を受けての事務局案の5行目でございます。左側の条例素案では、「約3500年前から人々の暮らしが営まれた歴史あるまち」としておりましたが、今回、「約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまち」に修正しております。

続きまして、6行目、「条例素案では、「私たちの先人たちは、」としておりましたが、今回、「私たちの先人は、」に修正しております。

次に、前文説明、13行目、条例素案では、「河内蓮根として有名な蓮根栽培なども近世まで盛んでした。」としておりましたが、「河内蓮根として有名な蓮根栽培なども近世以降、盛んになりました。」と表現を修正しております。

続きまして、前文説明、20行目、条例素案では、「命をかけて農民たちを水害から守った多くの民を輩出してきました。」としておりましたが、「命をかけて農民たちを水害から守ることなどに奔走した多くの民を輩出してきました。」に修正しております。

次に、2ページ目、前文7行目、条例素案では、「様々な解決すべき問題」としておりましたが、「様々な解決すべき課題」

に修正をしております。

次に、8行目条例素案では、「問題を打開し、」としておりましたが「課題を解決し、」に修正をしております。

続きまして、5ページ、第3条、条例素案では、「市民力、地域力を高め、」としておりましたが、「市民力及び地域力を高め、」に修正をしております。

続きまして8ページ、第7条第5項、条例素案では、「市民力・地域力の向上」としておりましたが、「市民力及び地域力の向上」に表現を修正しております。

続きまして11ページ、第11条第1項、条例素案では、「市民、議会からの意見・提案」としておりましたが、「市民及び議会からの意見・提案」に表現を修正しております。

次に、15ページ、第16条第1項、条例素案では、「地縁団体及び目的別団体等多様な主体で構成され、」としておりましたが、「地縁団体及び目的別団体等多様な主体の構成による、」に修正をしております。

以上が事務局において、表現について修正した部分につきまして、一括してご説明させていただきました。

以上でございます。

委員長： ただいま、事務局の方から議員の一連のご意見、また事務局独自での修正を行いました素案が、説明があったところでございます。

それでは、ご意見をお伺いいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。挙手で願いいいたします。

はい、どうぞ。

委員： 2点ありますが、8ページの第7条第4項の網掛けの後ろの方ですが、多様な文化が育まれるように努めますと書いていますが、「市民は、」という主語ですが、「育まれるように努めます。」ということで、他人事みたいですので、「市民は、多様な文化の育成に努めます。」の方が、望ましいのではないかと考えます。

もう1点は、10ページです。第9条の第3項ですけれども、「その活性化を推進するために、改革に努めます。」と書いていますけれども、「改革」は取って、「活性化の推進に努めます。」

に変えた方が良いのではないかと考えます。
以上です。

委員長： 有難うございました。
今、委員の方から2点程ご意見がございました。これにつきまして、委員の方々、何かありましたらお願いいたします。
どうでしょうか。
1点目は、第7条の第4項でございます。主体が、「市民が多様な文化を育まれる」というのは、ちょっとおかしいのではないかと。「市民が、多様な文化の育成に努めます。」というような文言にしてはどうかということが1点でございます。
もう1点目は、第9条の第3項でございます。「改革を取った方が良いのではないか」というようなご意見でございます。いかがいたしましょう。
はい、それでは事務局お願いします。

事務局： まず、第9条の今の改革のところでございますが、議会の皆さまに対して、「このようなご意見があります」ということで、事務局案を1度ご覧いただいた経過がございまして、そのとき、多くの議員さんがおっしゃられたことが、まず、「我々は議会改革に今、務めている。この議会改革については、当然改革を行っているし、常々言い続けていることであるので、この改革という言葉を入れるということに対して、何ら違和感はなく、今後、議会改革にも繋がっていくのではないか」というご意見をちょうだいいたしました。
付け加えのお話になりますが、第10条の第2項も付け加えさせていただきました。これにつきましても、多くの議員さんが「自己研鑽に努めていくのだ」と、また、「行っているのだ」というお話を常々されておられまして、そのことについて「自己研鑽に努められておられますよね」という問いかけをさせていただいたところ、「その通りだ」というご回答もちょうだいいたしまして、それぞれ追加した第9条の第3項、また、第10条の第2項については、当然のことではないかということで、「入れるのは可だ」というご回答はちょうだいいたしております。

- 委員長： 有難うございます。
- 第9条につきましては、議会の議員さんの方からのご意見、これをもとに、付け加えさしていただいたという経過がございます。それでも、このままではおかしいなということであれば、また、その部分を預からしていただいて、検討させていただきますが、この場で考えることが出来るならば、委員さんのご意見いただければと思いますが。
- よろしいでしょうか。
- 第9条につきましては、そしたら、今、事務局からの意見も参考にしながら、ちょっと預からしていただくということでもよろしいでしょうか。
- そうしましたら、あともう1点、第7条の方ですが、多様な文化のところでございます。「市民」が主体だから「市民が多様な文化を育まれる」という続きは、若干おかしいのではないかというご意見がございました。
- これにつきましては、どうさせていただきますでしょう。
- 事務局お願いします。
- 事務局： 今の第7条の件でございますが、委員がご指摘されましたように、事務局で一旦修正かけさせていただきましたが、第三者的な表現になっているということは否めない事実かなというところで、事務局としても委員がおっしゃられた、「多様な文化の育成に努めます」という表現の方が妥当なのかなというふうに、今、ご指摘をいただいて感じたところでございます。
- 以上でございます。
- 委員長： 事務局の方から一応の説明はございました。それに基づきまして、何かご意見ございましたらお願いいたします
- よろしいでしょうか。
- そうしましたら、この部分も、最終決定ということではございませんが、先程、事務局の方からも説明がありましたとおり、そのようにさせていただくという方向でよろしいでしょうか。
- 有難うございます。
- そうしましたら、他にご意見等を伺いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- はい、どうぞ。

委員： 前文説明の22行目ですが、先程事務局より、「平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与した幣原喜重郎をはじめ原水爆禁止活動に貢献した人、電器産業における経済発展に功績を残した人を輩出するなど」という表現に修正するという説明がありましたが、その次の文章が「日本史に名を残す先人をはじめ、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。」となっており、はじめと先人の文言が重複しているので、「平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与し、内閣総理大臣となった幣原喜重郎をはじめ、日本の原水爆禁止活動創建への貢献や電器産業を興し経済発展に大きな功績をあげるなど、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。」という表現に修正した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 有難うございました。
今、委員の方からご意見がございました、前文の修正につきまして、委員の方々、何かありましたらお願いいたします。
どうでしょうか。
はい、それでは事務局お願いします。

事務局： 今の前文の件でございますが、委員がご指摘されましたように、文言が重複した表現になっていますので、事務局としても委員がおっしゃられた、ご意見の方が妥当なのかなというふうに、今、ご指摘をいただいて感じたところでございます。
以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明も含めまして、何かご意見ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
そうしましたら、この部分も、最終決定ということではございませんが、先程、事務局の方からも説明がありましたとおり、そのようにさせていただくという方向でよろしいでしょうか。
有難うございます。
そうしましたら、他にご意見等を伺いますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員： 第2条第3号の議会の用語の意義ですが、「市民の代表者である議員により構成され、政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいいます。」という表現になっておりますが、例えば、規則の制定など、市の意思決定には、議会によらないところもありますので、「市民の代表者である議員により構成され、政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ意思決定機関をいいます。」という表現に修正した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 有難うございました。

今、委員の方からご意見がございました、第2条第3号の修正につきまして、委員の方々、何かありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。

はい、それでは事務局お願いします。

事務局： 今回の第2条第3号の件でございますが、委員がご指摘されましたように、市の意思決定にはさまざまな方法がございますので、事務局としても委員がおっしゃられた、ご意見の方が妥当なのかなというふうに、今、ご指摘をいただいて感じたところでございます。

以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明も含めまして、何かご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、この部分も、最終決定ということではございませんが、先程、事務局の方からも説明がありましたとおり、そのようにさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

有難うございます。

そうしましたら、他にご意見等を伺いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員： 第9条第1項の条文でございますが、議会の役割が市役所の監視を行うことなのか、市民への積極的な情報の発信を行うことなのか、分かりにくい表現になっていると思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 有難うございました。
今、委員の方からご意見がございました、第9条第1項につきまして、委員の方々、何かありましたらお願いいたします。
どうでしょうか。
はい、それでは事務局お願いします。

事務局： 今の第9条第1項の件でございますが、ここでは議会本来の役割である、市役所の監視機能を果たし、市民への積極的な情報の発信をし、開かれた議会運営を目指すことを示しておりますが、少しわかりにくい表現になっていることについては、今、ご指摘をいただいて感じたところでございます。
以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明も含めまして、何かご意見ございましたらお願いいたします。

委員長： それでは、第9条第1項の条文を「議会は、市政の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。」という表現に修正すれば良いと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 有難うございました。
今、委員の方からご意見がございました、第9条第1項の条文の修正につきまして、委員の方々、何かありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
そうしましたら、この部分も、最終決定ということではございませんが、先程、委員からご意見ございましたようにさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

有難うございます。

そうしましたら、他にご意見等を伺いますので、どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

委員：　　ちょっと教えてください。

12番の「非核平和都市宣言」の所ですけれども、それは、議員さんが言われたのもなるほどと思いながら聞いておりました。他にも、都市宣言がいろいろあり、それを列記するのは、文章的に長くなるのでということですから、他にあるものを教えといてください。

委員長：　　事務局お願いいたします。

事務局：　　1つは、交通安全都市宣言です。

それから、もう1つが、暴力排除都市宣言。

それから、人権擁護都市宣言。

それと、非核平和都市宣言の4つです。

委員長：　　よろしいでしょうか。

委員の方からご質問ありましたけれども、この部分につきましては、4つの都市宣言がございます。これを列記すると非常に長くなるということで、省略さしてもらいまして、元の文のままということで事務局の方は説明ありましたが、それでよろしいでしょうか。

有難うございます。一応、元の文のままでということで考えさせていただきます。

他に、ご質問等ございましたらお願いいたします。

全体を通してですので、どのようなご質問でも結構でございます。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：　　終わりに近づいてきたような感じがしますが、第15条までは大体、あるべき姿、理想像が鮮明に書かれておるような感じがするのですけれども、第16条の地域会議ですね。この条例

の一番重要なポイントであると思っておりますけれども、例えば作るに当たっては、「何々小学校区地域会議」こういうふうな形になると思うのです。だから、地域会議の前に今更必要ないかも分かりませんが、例えばかぎかっこのところに、「〇〇地域会議」という、そういう総称の書き方がいいのか、もうこれこういう形で固有名詞みたいな感じがいいのか、ちょっと気になる場所ですけど。別にこれでも良いんですけど。そこは気になる場所です。

そして、地域会議のモデル案、モデル規約案というのは、作るのですかという質問が一つ。そして、モデル組織構成、例えば会長とか副会長とか、そういう役員構成のモデル案を事務局で作って、地域に入った時に、それを提示していくとか、そういうこともやっていかないといけないと思います。これから先の話になってくるが、スケジュールとの関係も含めて、いきなり地域に入って、これ見せて、それぞれ団体でそれぞれの地域会議の規約を作れということは、ちょっと乱暴な気もするのです。入っていく場合には、モデル案的なやつを出来るだけ作ってあげて、そこで、それを基軸に、団体で原案を作っていたくという形にしていっていただきたいと思います。今後、スケジュールの関係で申し上げました。それでいかがですか。

委員長：事務局お願いします。

事務局：まず、「地域会議」の表現が、「〇〇地域会議」などというようにした方が良いのではないかと、ご指摘だったのかと思うのですが、条例上は、この「地域会議」という表現で差し障りがないと考えておまして、実際、小学校区で立ち上がったときには、「何々地域会議」例えば、「門真小学校区地域会議」であるとか、「門真地域会議」であるとかという名称になってくると考えております。

次に、モデルを示すのかというご質問であったと思うのですが、当然ながらこの条文の中には、市役所が設立及び活動を支援するというように明記されておりますので、その設立のモデルになるようなイメージにつきましては、我々事務局の方で考えて、それを、各地域にお示しをさせていただき、また、支援の内容等についても、当然、庁内合意は必要かとは存じますが、

モデルをお示しさせていただいて、そういう中で、各地域会議、各小学校区単位の地域協働組織が、「こういうことをやっていけるな」、「ああいうことをやっていけるな」というような内容について、また、我々ともやりとりをしながら、この地域会議を設立していくという、そういう流れになってこようかと存じます。ちなみに、第2回の条例制定検討委員会の折にも、その時点で想定される地域会議のイメージにつきましても、パワーポイントを使用いたしまして、ご説明させていただいたところでございますが、まだまだ細部については、煮詰めていかなければならないというところもあると認識をいたしておりますので、その点については、今後、詰めた段階で、また地域の方にもご説明させていただかないといけないなと思っております。ただし、今後のスケジュールの関係でございますが、今のところの予定では、6月の中旬に、条例全体の市民説明会を行おうと考えております。合わせて、各種団体様のご協力も当然必要になってこようかと存じますので、今の段階で、この条文にうたわれているその趣旨と、当然合致させるイメージを、この5月から6月にかけては多くの方々にお示ししていかなければならないのかなということ、急ピッチで今、その作業を進めておるというところでございます。

以上でございます。

委員長： よろしいでしょうか。
はい、有難うございました。
はい、どうぞ。

委員： 小学校区単位のあり方ですけれども、世帯数を比較しますと、五月田小学校が約2000強の世帯で、門真みらい小学校が約1万弱の世帯ということで、5倍ほどの差があるということもあります。原則は小学校区単位という形ですが、実際、最終的地域の判断になると思うのですが、場合によっては、小学校区に加えて、門真みらい小学校の地域等については、2つに割った方が、実際運営がしやすいかなということも想定としてあります。そういう形で地域会議ということにして、後は、地域で決めていただくことにしようかというようなことで考えているところでございます。後は、使いやすい交付金を一定想定

して、今、事務作業を進めているところですので、そういう中で、その要綱の中で、最低限満たしてほしい条件であるとか、そういうのは、認める、認めないというところも入ってきますので、一定縛りながら、一定の投資的な最低限の対応ということでは、共通の地域会議にして、後は、専門家を増やすとかは、一定自由にしていただけるような形で考えているところがございます。

委員長： 有難うございます。
地域会議の単位の問題につきましては、今委員の方から説明があったとおりでと思っております。
他にご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。
はい、どうぞ。

委員： 委員が言われている、第9条3項、議員の先生方が付け加えたところでちょっと戻りますけどもよろしいですか。

委員長： はい、どうぞ。

委員： やっぱり、「改革」というところに意味があるような気がどうもするのですよね。「その活性化を推進することに努めます。」ということよりも「活性化するために改革に努めます。」ということは、何か意味があるような気がすごくするので、後になりましたけれども、これは残しておいた方が良いのではないかという気がしております。すみません。
付け加えですが、以上です。

委員長： 有難うございます。
他にご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
そうしましたら、先程から、何点かご意見いただいております。これらのご意見につきましては、再度、事務局にて調整を行いまして、最終的には委員長、私の方に一任させていただくということでよろしいでしょうか。
有難うございます。
そうしたら、先程のご意見に基づきまして、もう一度、事務

局とともに考えてみますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日お示ししました素案でございますが、修正等も加えますが、一応、皆さま方にお諮りする段階では、これを、自治基本条例素案といたしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

有難うございます。

それでは、皆さま方から素案ということで、了承賜りましたので、このお示ししております素案をもって、改めて素案という形にさしていただきたいと思っております。

それでは、案件の2に移らせていただきます。今後のスケジュールについて、事務局よりお願いいたします

事務局： 今後のスケジュールでございますけれども、「門真市自治基本条例素案」に対しまして、広く市民意見を募集させていただきたいと思っております。つきましては、6月にパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。

併せまして、「自治基本条例」につきましての周知徹底を図らせていただきたいと思いますと考えておりますので、6月10日及び6月17日に2日間をかねまして、市内の全小学校をお借りしまして、校区ごとに条例についての市民説明会をさせていただく予定をしております。これらの実施結果につきましては、後日、当委員会にご報告をさせていただきたいと思っております。このパブリックコメント、市民説明会等の意見を踏まえまして当委員会でご議論をいただき、最終的に、「自治基本条例案」としまして、議会の方にご提出いただくような形をスケジュールとして考えております。

事務局からは以上です。

委員長： 有難うございました。

ちょうど、6月第2回定例会の時期でもございます。議会との調整も十分お図りいただくよう要望しておきます。他にスケジュール等のお話もございましたので、何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、無いようでございますので、これをもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもご苦労様でした。

有難うございました。